

壱岐市監査委員公表第4号

財政援助団体等監査の結果に関する報告に対し、壱岐市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月15日

壱岐市監査委員	吉田	泰夫
壱岐市監査委員	殿川	穂
壱岐市監査委員	左野	健治

指導事項に係る措置状況等

1. 沓岐市観光連盟運営費補助金

(1) 所管部局 地域振興部観光課【指導事項】

No.	内 容	措置状況
1	<p>補助金の交付基準について 当該補助金については、補助の条件、補助対象経費、補助率、補助金額、補助事業の内容等の明確な基準がない。所管部局においては早めに補助金交付要綱等を作成のうえ、明確な基準に基づく補助金の交付を行うべきである。</p>	<p>現在、沓岐市補助金交付規則に基づき、本補助金を交付しています。今後、事業の適正化を図るため、本事業に特化した補助金交付要綱の策定を検討します。</p>
2	<p>補助金申請について 補助金申請書に關係書類として添えるべき事業計画書・収支予算書の提出がなく、運営費及び事務局費の内訳明細書が添付されている。対象団体の定款では、次年度分の事業計画・収支予算については、3月末までに作成するようになっているので、沓岐市補助金等交付規則に定める適正な資料を徴求すること。</p>	<p>補助金申請書に添付する關係書類には、左記の關係書類を徴求します。</p>
3	<p>実績報告について 補助金実績報告書に添付する決算報告は、対象団体の定款に定める(1)事業報告書及び附属通知書(2)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細を徴求すること。 なお、実績報告書提出時、關係帳簿等の確認を行っていないため、実際に帳簿及び支払を証する書類の確認を行い補助金の額の確定を行うべきである。</p>	<p>補助金実績報告書に添付する決算報告には、左記の關係書類を徴求します。 実績報告書提出時に、対象団体から提示があった帳簿及び支払を証する書類を確認し、補助金の額を決定します。</p>

(2) 対象団体 一般社団法人 沓岐市観光連盟【指導事項】

No.	内 容	措置状況
1	<p>小口現金の処理について 小口現金については、データ上の入力のみで、取引記録の現金有高について帳簿による検収がなされていない。日々の管理及び検収の徹底を図ること。</p>	<p>取引記録の現金有高についての帳簿と小口現金残高が合っているのか、定期的に確認・検収を行います。</p>

2	<p>立替払について 職員の立替払が散見される。振込により難しい場合でも請求書または納付書を徴求し小口現金を利用する等検討すること。また、出張の折のタクシー代・通行料金・駐車料金・燃料代等については、費用の概算見積を行い仮払金処理し、業務終了後精算すること。 なお、立替払に係る支出伝票で、内容や相手方が不明瞭なもの、領収書の添付がないもの等が見受けられたため、適正な処理を行うこと。</p>	<p>職員の立替払を是正し、小口現金や費用の概算見積もりによる仮払金処理等を活用し、適切な支出処理に努めます。 領収書など根拠資料の徴収を職員に周知徹底するとともに、支出の際は職員によるダブルチェックを行うなどチェック体制強化を図り、適切な処理に努めます。</p>
3	<p>カード利用について ICカードの使用については、カード管理簿を作成し、使用者・用務等を記入のうえ管理の徹底を図ること。</p>	<p>ICカードの管理簿を作成し、利用状況の管理を図ります。</p>
4	<p>源泉徴収について 源泉徴収について、控除処理の誤りが見受けられた。役員に対する報酬・手当は給料として処理し、源泉徴収を適切に行うこと。</p>	<p>源泉徴収の控除処理誤りがないように、チェック体制強化を図ります。 役員に対する報酬・手当については、委託している税理士に内容確認を行うとともに、適切な源泉徴収業務に取り組みます。</p>

2. 壱岐教育旅行手荷物配送支援事業補助金及び壱岐行き教育旅行推進事業補助金

(1) 所管部局 地域振興部観光課【指導事項】

No.	内 容	措置状況
1	<p>壱岐教育旅行手荷物配送支援事業補助金及び壱岐行き教育旅行推進事業補助金について、対象団体の正味財産増減計算書に両事業が項目として計上されていない。旅行業の中で整理されているものと解するが、正味財産増減計算書には適正に表記するよう指導されたい。</p>	<p>両補助金とも、旅行業収益の中の会計区分で表示するように、対象団体に指導します。</p>

(2) 対象団体 一般社団法人 壱岐市観光連盟【指導事項】

No.	内 容	措置状況
1	<p>壱岐教育旅行手荷物配送支援事業補助金及び壱岐行き教育旅行推進事業補助金は、今後も継続して実施するのであれば、旅行業収益の中で会計区分又は事業区分毎に表示する等検討すること。</p>	<p>両補助金とも、旅行業収益の中の会計区分で表示し、適切な会計処理に努めます。</p>

3. 観光需要喚起対策事業補助金

(1) 所管部局 地域振興部観光課【指導事項】

No.	内 容	措置状況
1	<p>壱岐市観光需要喚起対策事業補助金交付要綱第3条に定める対象経費（別表2）の中で、対象経費が人件費・需用費・役務費・使用料及び賃借料の説明中「等」となっているが、対象範囲は明確に定めることが適切である。</p>	<p>壱岐市観光需要喚起対策事業補助金交付要綱第3条に定める対象経費（別表2）の対象範囲を明確に定めるように、例規改正を行います。</p>

4. 観光案内所設置補助金

(1) 所管部局 地域振興部観光課【指導事項】

No.	内 容	措置状況
1	<p>観光案内所設置補助金については、壱岐市補助金交付規則に基づき交付されているが、補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、補助額算定基準を明確にするため補助金交付要綱等を定め、事業の適正化を図ること。</p>	<p>現在、壱岐市補助金交付規則に基づき、本補助金を交付しています。今後、事業の適正化を図るため、本事業に特化した補助金交付要綱の策定を検討します。</p>

5. 壱岐夜神楽公演事業補助金

(1) 所管部局 地域振興部観光課【指導事項】

No.	内 容	措置状況
1	<p>壱岐神楽「文化遺産の舞」公演事業は、令和6年度は60回分の予算で1,000,000円の補助金が組み込まれているが、実際の公演事業は47回であった。補助金交付要綱等がなく年度により運用が異なるため、大神楽と文化遺産の舞の補助金が予算通りに適切に執行されているか検証すること。</p>	<p>本事業補助金は、「大神楽公演の実施」と「文化遺産の舞公演料に対する補助金」の2本柱となっています。実績報告の際に、本補助金に対する効果検証を行うとともに、2事業の支出状況がわかるような収支決算書を作成するよう指導します。</p>

(2) 対象団体 一般社団法人 壱岐市観光連盟【指導事項】

No.	内 容	措置状況
1	<p>壱岐神楽「文化遺産の舞」公演事業の、正味財産増減計算書の表示では、(1)経常収益で受取壱岐市補助金と受取負担金として計上しているが、(2)経常費用では補助事業費で壱岐神楽「文化遺産の舞」公演事業費としているので、経常費用も区分することが適切である。</p>	<p>公演料や消耗品、役務費など費用の細分化を図ります。</p>

6. 山陽新幹線沿線誘客促進事業補助金

(1) 所管部局 地域振興部観光課【指導事項】

No.	内 容	措置状況
1	山陽新幹線沿線誘客促進事業補助金交付要綱第3条に定める対象経費（別表2）の中で、対象経費が人件費・需用費・役務費・使用料及び賃借料の説明中「等」となっているが、対象範囲は明確に定めることが適切である。	山陽新幹線沿線誘客促進事業補助金交付要綱第3条に定める対象経費（別表2）の対象範囲を明確に定めるように、例規改正を行います。
2	対象団体から提出された予算書及び決算書について、消耗品等の項目で賃金や通信費等が処理されており不適正である。補助金交付要綱に定める内容につき指導を行うこと。	対象団体には本補助金要綱に定める対象経費の項目となるよう指導するとともに、同様の補助金の申請があった場合に対象経費を確認し、適切に処理します。